

第31号議案関係資料

建設関係事業の取扱いについて

平成15年6月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(21) 建設関係事業

建設専門部会

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	都市計画図等の分譲事務				×			B	
2	公園使用許可等処理業務		×	×		×	×	B	
3	県単急傾斜地崩壊対策事業							B	
4	個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業		×	×	×	×	×	B	
5	附置義務駐車場整備事業		×	×	×	×	×	B	
6	小宅地対策事業(土地区画整理事業)		×	×	×	×		A	
7	市営及び町営住宅入居予定者募集							B	
8	市営及び町営住宅入居手続							B	
9	市営及び町営住宅管理人への報償金		×		×	×		B	
10	道路用地取得事業							B	
11	幹線道路整備事業							B	
12	舗装新設改良事業							B	
13	道路災害防止事業							B	
14	交通安全施設整備単独事業							B	
15	辺地対策道路整備事業	×	×	×	×			A	
16	認定外道路整備事業						×	B	
17	半島振興対策道路整備事業	×	×	×	×		×	A	
18	石油貯蔵施設立地対策道路整備事業	×	×	×		×	×	A	
19	公共土木施設災害復旧事業(単独)							B	
20	道路降灰除去事業		×		×	×	×	B	

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21	市道及び町道認定及び廃止業務							B	
22	道路法に基づく許可事務等							B	
23	自転車等駐車場の管理運営事業		×	×			×	B	
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 都市計画図等の分譲事務	1 都市計画図 1種類 (1) 分譲料 1,100円 2 その他の地図 3種類 (1) 分譲料 250円～700円	1 都市計画図 1種類 (1) 分譲料 700円 2 その他の地図 2種類 (1) 分譲料 200円～500円	1 都市計画図 なし 2 その他の地図 3種類 (1) 分譲料 200円	該当なし。
2 公園使用許可等処理業務	1 根拠法令 鹿児島市公園条例 2 内容 (1) 公園施設設置許可 (2) 公園占用許可 (3) 公園使用許可 など	該当なし。	該当なし。	1 根拠法令 喜入町公園の設置及び管理に関する条例 2 内容 (1) 公園使用許可
3 県単急傾斜地崩壊対策事業	地元負担金 なし (要整備箇所数 683箇所・整備率 33.7%)	地元負担金 事業費の20% 限度額100万円 (要整備箇所数 28箇所・整備率 28.6%)	鹿児島市に同じ。 (要整備箇所数 5箇所・整備率 40.0%)	鹿児島市に同じ。 (要整備箇所数 31箇所・整備率 22.6%)
4 個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業	市域内の個人住宅において雨水貯留施設等を設置する者に対して、設置に要する費用を助成する。 1 助成率 2/3 2 限度額 (1) 貯留施設 38,000円/基 (2) 浸透施設 22,000円/基	該当なし。	該当なし。	該当なし。
5 附置義務駐車場整備事業	駐車場の必要性が高い商業地等(駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域)における、一定以上の規模の建築物へ駐車施設の設置義務を課している。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 都市計画図 2種類 (1) 分譲料 200円～300円 2 その他の地図 4種類 (1) 分譲料 200円	1 都市計画図 3種類 (1) 分譲料 350円～1,800円 2 その他の地図 3種類 (1) 分譲料 100円～350円	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ地図の種類及び分譲料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。 鹿児島市と喜入町とは条例の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
鹿児島市に同じ。 (要整備箇所数 17箇所・整備率 11.8%)	地元負担金 事業費の10% (要整備箇所数 27箇所・整備率 14.8%)	鹿児島市、桜島町、喜入町及び松元町と吉田町と郡山町とは地元負担金が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 小宅地対策事業(土地区画整理事業)	1 対象 地積が165㎡未満の小宅地 2 取扱い 本人が希望する場合は、減歩相当分の地積に応じ、市所有地等を有償譲渡している。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
7 市営及び町営住宅入居予定者募集	1 募集方法 4回/年 定期募集 2 入居者資格 (1) 市内に居住又は勤務要件 あり (2) 市税滞納要件 なし	1 募集方法 随時募集 2 入居者資格 (1) 町内に居住又は勤務要件 なし (2) 町税滞納要件 あり	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
8 市営及び町営住宅入居手続	入居契約に必要な連帯保証人 2名	入居契約に必要な連帯保証人 1名	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
9 市営及び町営住宅管理人への報償金	1 管理人数 77人 2 報償金(月額) ・基本給 2,700円/月 ・実績給 60円/戸 ・不能通知配布 25円/件	該当なし。	1 管理人数 8人 2 報償金(月額) ・基本給 1,000円/月 ・実績給 50円/戸	該当なし。
10 道路用地取得事業	用地取得基準 あり(鹿児島市独自)	用地取得基準 あり(吉田町独自)	用地取得基準 あり(桜島町独自)	用地取得基準 あり(喜入町独自) ただし、宅地については、用地買収委員会で定める。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	1 対象 地積200㎡以下の小宅地 2 取扱い 本人が希望する場合は、 200㎡を上限として優先的に付保留地 を有償譲渡している。	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは対象及び取扱いが異なる。	現在、施行中である小宅地対策事業については、現行 どおりとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と5町とは募集方法及び入居者資格が異 なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市、松元町及び郡山町と吉田町、桜島町及び喜 入町とは入居契約における必要な連帯保証人数が異 なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	1 管理人数 7人 2 報償金(月額) ・実績給 100円/戸	鹿児島市、桜島町及び郡山町のみ。 鹿児島市、桜島町及び郡山町は、それぞれ報償金の算 定基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
用地取得基準 あり(松元町独自)	用地取得基準 あり(郡山町独自)	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山 町は、それぞれ用地取得基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、用地取得基準については、既に事業に着手し ている路線に限り、事業が終了するまでは現行どおり とする。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
11 幹線道路整備事業	1 地域間道路や周辺道路を結ぶアクセス道路及び大規模な公共施設に関連する市道の新設や拡幅改良。 2 採択基準 あり	1 町道の拡幅改良等。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
12 舗装新設改良事業	1 舗装面が老朽化した路線の舗装の修繕、改良。 2 採択基準 あり	1 舗装面が老朽化した路線の舗装の修繕、改良。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
13 道路災害防止事業	1 災害対策基本法に基づき地域防災計画に掲載されている区域を対象とした、市道沿いの自然崖面等の改良。 2 採択基準 あり	1 町道沿いの自然崖面等の改良。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
14 交通安全施設整備単独事業	1 歩行者の安全の確保等を目的とした歩道設置や視距改良、路肩改良、道路照明灯、道路反射鏡の設置等。 2 採択基準 あり	1 歩行者の安全の確保等を目的とした歩道設置や視距改良、路肩改良、道路照明灯、道路反射鏡の設置等。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
15 辺地対策道路整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と5町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と5町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と5町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と5町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
辺地法の規定に基づく辺地地域の道路等の整備。	松元町に同じ。	松元町及び郡山町のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
16 認定外道路整備事業	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、市道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(鹿児島市独自)	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(吉田町独自)	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(桜島町独自)	1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(喜入町独自)
17 半島振興対策道路整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
18 石油貯蔵施設立地対策道路整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	石油貯蔵施設を設置することに伴って必要となる防災避難道路等の整備。
19 公共土木施設災害復旧事業(単独)	1 災害により被災した道路等の復旧を応急的に行う。 2 採択基準 あり(鹿児島市独自)	1 災害により被災した道路等の復旧を応急的に行う。 2 採択基準 なし	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
20 道路降灰除去事業	1 補助対象事業の採択基準及び補助率 ・降灰量1,000g/m ² ・年以上 外 1/2 ・降灰量2,500g/m ² ・年以上 外 2/3 2 単独事業の対象 ・市道(補助採択基準に満たない場合) ・私道(要望箇所。除去基準あり。)	該当なし。	1 補助対象事業の採択基準及び補助率 ・降灰量1,000g/m ² ・年以上 外 1/2 ・降灰量2,500g/m ² ・年以上 外 2/3 2 単独事業の対象 ・町道(補助採択基準に満たない場合及び補助対象以外のもの) ・私道(要望箇所。除去基準なし。)	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 日常生活に欠くことのできない道路でありながら、町道として認定の困難な道路の整備。 2 採択基準 あり(松元町独自)	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町及び松元町のみ。 鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町及び松元町は、それぞれ採択基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
半島振興法の規定に基づく基幹的な町道に指定された道路の整備。	該当なし。	松元町のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	鹿児島市と5町とは採択基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは単独事業の除去基準の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
21 市道及び町道認定及び廃止業務	市道路線認定基準 あり (鹿児島市独自)	町道路線認定基準 あり(吉田町独自)	町道路線認定基準 あり(桜島町独自)	町道路線認定基準 あり(喜入町独自)
22 道路法に基づく許可事務等	道路占用許可基準 あり (鹿児島市独自)	道路占用許可基準 あり(吉田町独自)	道路占用許可基準 あり(桜島町独自)	道路占用許可基準 あり(喜入町独自)
23 自転車等駐車場の管理運営事業	鹿児島市自転車等の駐輪対策に関する条例に基づき、13箇所の自転車等駐車場を管理、運営している。	該当なし。	該当なし。	4箇所の自転車等駐車場を管理、運営している。(条例、規則なし。)

(様式2) その2

(21) 建設関係事業

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町道路線認定基準 あり(松元町独自)	町道路線認定基準 あり(郡山町独自)	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ認定基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
道路占用許可基準 あり(松元町独自)	道路占用許可基準 あり(郡山町独自)	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町は、それぞれ許可基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
1箇所の自転車等駐車を管理、運営している。(条例、規則なし。)	該当なし。	鹿児島市、喜入町及び松元町のみ。 鹿児島市と喜入町及び松元町とは条例の有無が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。